

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 16 日

建設業労働災害防止協会 香川支部長 殿

香川労働局労働基準部健康安全課長

建設工事等におけるガス管損傷及び一酸化炭素中毒等による労働災害の防止
について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申
上げます。

標記については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第355条に
基づく地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての
埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労
働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成
19年 3 月 22 日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策
の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前
連絡等についても定めるよう指導しているところです。

さらに、建設業における一酸化炭素中毒等の予防については、平成10年 6 月
1 日付け基発第329号「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラ
インの策定について」により、作業場所の換気等作業管理等を徹底するよう指
導しているところです。

今般、別添のとおり、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長か
ら、建設工事等におけるガス管損傷事故及び一酸化炭素中毒等事故の防止に関
する事業者等への要請について協力依頼がありました。

つきましては、これらによる労働災害を防止するため、貴協会会員に対し別添
の事項について周知徹底してくださるようお願いいたします。

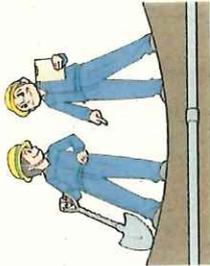
ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかりと確認。
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

Point 1

工事前に必ず確認!

工事前にガス管位置やガスが通じていないことを確認。ガス管付近は特に慎重に手掘り等で作業する。



Point 2

不明な場合は ガス事業者へ連絡!

ガス管の位置や深さが不明な場合やガス管の撤去・移設工事が必要な場合。その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



Point 3

情報は全員で共有!

ガス管の位置などの情報は、図面などで作業員全員で情報を共有する。



ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



ガスの安全見直し隊

ガスの安全

<http://www.meti.go.jp/>

検索

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を!



必ず
確認!

工事の前に
ガス管の確認、
忘れてませんか?

